

研究ノート

「秦檜の財政姿勢における考察点」

安 蕪 幹 夫

はじめに

一．南宋国初の財政方針

二．秦檜の財政姿勢

(1) 月椿銭との関係

(2) 折帛銭との関係

(3) 経界法との関係

(4) 全国との関連

(5) 武將軍団との関連

おわりに

はじめに

南宋成立期より淳熙末年に至る国家の歳入・歳出をみる時、明らかに財政の膨張を知ることができる。特に淳熙末年の財源を分析してみると、正賦であ上供銭は僅かに200万緡であり、経制銭、総制銭及び月椿銭の税収入が1,840余万緡、茶塩酒、坑冶、権貨、糴本和買折帛銭等の合収入は4,490余万緡となっており¹⁾、既に上供銭は重要な地歩を占めていないことがわかる。この稿においては、かかる情況において「権力の創設という大役を荷った高宗」²⁾に協力し、政権安定の基盤をつくった、時の宰相秦檜の財政姿勢における考察点を指摘しようとするものである。

一．南宋国初の財政方針

既に指摘したように、国家財政は大巾な膨張を示している。このこと

は、下記の表³⁾を見れば明らかであろう。

	歳 入	歳 出
国 初	1,000万緡弱	
紹興4年	3,342万余緡	3,393万余緡
5年	3,060万余緡	4,060万余緡
6年		3,276万余緡
7年	3,667万余緡	3,828万余緡
紹興末年	6,004万緡	
淳熙末年	6,530余万緡	

国家は金国との準軍備体制の下、国初には省費、裕国、強兵、息民の政策を優先させようとしている。即ち、建炎以来繫年要録（以下繫年要録と略）、巻54、紹興2年（1132年）5月丙戌、工部侍郎韓肖胄の言に、

「工部侍郎韓肖胄応詔言、天下財賦窠名、旧悉隸三司今戸部、惟有上供之目而已、問諸路所總窠名於戸部、戸部不能悉、問諸郡所總窠名於漕司、漕司不可能悉、失一窠名則所入・所出可罷、罷之可併、併之立為定籍簡明可考、漕司總諸州、戸部總諸路以視出納則無陷失矣、且經費之大莫過於養兵、今諸兵軍人亡而冒請者甚多、則如江河難塞漏卮、願立諸軍覈實之法、重將帥冒請之罪、優給告賞、在必行則兵教得實、餉給不虛、省費・裕国、此其大者、艱難以來、正兵散於四方流為盜賊、故軍籍日削、願倣康定・治平弓手義勇之制、申以選揀教習之法、即有緩急俾佐行陣、或令保守、蓋人有願籍則進必死、敵退不潰散矣、生民之不得休息為日久矣、常賦之外迫以軍期、吏緣為姦、斂取百端復為寇所逐逐田桑失時、寇去婦業未容息肩、催科之吏已呼於門、使何所措手足乎、願詔郡邑招集流散、官貸之種俟三年収、始責其賦置籍書之以課殿最、強兵・息民、此其先者」

とあって、強兵・息民を優先し、省費・裕国の政策の重要性を説いている。

ちなみに、軍費に要する費用についてみると、前掲史料繫年要録、巻54、紹興2年（1132年）5月丙戌の条の続きに、右文殿修撰季陵は、和籩

を、和とは名ばかりで強いて取るものであり、預借を、預とは名ばかりで実際は奪うものであると非難した後、

「……、張浚一軍以川陝贍之、劉光世一軍以淮浙贍之、李綱一軍以湖
廣贍之、上供之物得至司農太府者無幾矣、計行朝每月官吏之費寡、而軍
兵之費多、是竭天下之財、祇足以養兵、兵籍日衆、財用日窘、国日削、
民日貧」

とあって、二つの事柄を指摘している。即ち一つは、張浚、劉光世、李綱
の軍団による占留で、他の一つは、軍費が多額のため国家の財源を減少さ
せ、一方では民衆を苦しめている実態である。更には、繫年要録、巻54、
紹興7年（1137年）5月壬午の条に、

「臣（李迨）嘗竊讀劉晏伝⁴¹見史、臣称晏理財謂詛管蕭、是時天下歲
入緡錢千二百万、而筦榷居其半分、四川区区一隅之地、榷塩榷酒歲入一
千九十一万、過於劉晏所榷之数多矣、并諸窠名錢已三倍劉晏歲入之数、
於大軍歲計闕一百六十一万、彼以一千二百万貫贍六師、恢復中原而有
余、今以三千六百万貫贍一軍、屯駐川陝而不足、然則拖欠折估糴本水脚
之類、豈計司之罪乎、議者皆謂軍中支費穴濫、臣初亦疑之、近因檢察乃
得其実、……、又諸頭項官兵教内官員一万七千七員、軍兵五万七百四十
九人、官員之数比軍兵之数、約計六分之一、軍兵請給錢比官員請給不及
十分之一、即是穴濫在官員不在軍兵……」

とあり、軍兵、官員の穴濫による財政の逼迫化を知ることができる。今、
一兵の歳費を100緡として計算してみると、軍兵に要する歳費は約507万
緡、一方官員は、上記史料に「軍兵請給錢比官員請給不及十分之一」とあ
ることから相当額になっていることが容易に想像できよう。

以上掲げた史料により、財政々策として次の事柄が課題となってくるよ
うに思われる。

- (1) 税制の整理
- (2) 軍隊の整備
- (3) 軍閥対策
- (4) 民衆の安業

とりわけ金国との和議による休戦、それに伴う軍事費の削減、そして財源の中央政府への集中化、以上二つの問題が政治との関連のもとで重要視されるであろう。

二. 秦檜の財政姿勢

(1) 月椿錢との関係

南宋初期においては、軍事費調達のために臨時の諸税がつくられた。月椿錢もその一つであるが、金国との和議成立後にも継続し、このために民衆は大いに弊害を蒙っている。秦檜は、この月椿錢に対して減免の意をもって、民衆の貧困からの救済に努力している。以下月椿錢に対する秦檜の姿勢について考察してみよう。

月椿錢の研究は、既に曾我部静雄氏によってなされている⁵⁾。それによると、「月椿錢は紹興2年冬の頃、韓世忠が建康に駐軍した時、馬承家、孟庚などによりて創められ、これが翌3年春の頃には宰相呂頤浩、朱勝非の議によって、江浙湖南一帯に及されたとなすべきである」⁶⁾と説明されている。更には、「月椿錢は軍事費拮出のため一時的に他の諸税錢をばこれに流用したに過ぎない。しかしながら流用された他の諸税錢なるものは、月椿錢の要求額の十分の二、三位にしか達せず、この不足額は又別の政府の財源より補うなれば、弊害は少いのであるが、悉く民衆に横賦したのであった。かくて月椿錢は支出の費目ではなくなって、歳入の税目となったのである」⁷⁾と論ぜられている。既に初めに述べたように、月椿錢は民衆に多大の弊害を生じせしめている。例えば、繫年要録、卷124、紹興8年(1138年)12月辛未の条に、

「參知政事李光言、諸路月椿最為民間重害、而江東西為甚」

とあり、或は同じく繫年要録、卷126、紹興9年(1139年)2月甲子の条には、

「秦檜等進呈、江湖兩浙每月椿發大軍錢、各有寔名、但多為漕司占留、遂不免敷及百姓、……」

とあって、更には宋会要輯本、月椿錢、紹興13年(1143年)2月4日の戸

部の上言に⁸⁾

「州郡借月椿為名、別行科敷、却作他用、百姓不能通知……」

とある。即ち月椿銭は明らかに民衆に対しては重害となっている事実、具体的には諸窶名によって徴収した月椿銭を漕司は占留し、民衆に賦課が及んでいる事実、或は月椿銭の名目で民衆に賦課したのに、その金額は他用されている事実等が指摘されている。

月椿銭が軍事費調達を目的としている以上、金国との平和条約締結による軍事削減が行われれば、当然それに伴って月椿銭も減免の方向へと進むわけである。紹興8年、11年の平和条約締結の月椿銭の減免対策については、繫年要録、卷130、紹興9年（1139年）秋7月庚子の条に、

「上論秦檜曰、州郡月椿大軍錢、尙有敷斂於民以充數者、可速行裁減各量所入椿弁、如有不足悉從朝廷應副、毋使橫取以為民患」

とあり、依然として月椿銭の民衆への強制的賦課の現実、それに対して高宗は、月椿銭の裁減、並に不足分に対しては朝廷より補充して民衆の負担の軽減を計っている。このような高宗の意志を承けて、秦檜は月椿銭の減額に努めている。即ち、繫年要録、卷156、紹興17年（1147）8月丁巳の条に⁹⁾、

「秦檜因論及月椿銭、上曰、卿未還朝時、朱勝非等創造月椿、朕每以為非理、屢與宰執言、終未能大有所蠲減、卿可從長措置、庶寬民力、後二日檜奏、近令監可郡守不得獻羨余、今聞乃資妄用、乃詔諸路監司郡守、將寬剩錢物椿管、每季具數申省、聽候充月椿、其不係月椿錢分、依此通融科撥、檜曰、陛下志欲減免田租、實盛德之事、今自月椿錢始」とあり、高宗の、月椿銭の蠲減は行われていないので直ちに実施し、民衆の負担を軽くしようという要請に対し、秦檜は、監司、郡守には剰余があるにも拘わらず、政府へ納入せずして勝手に使用している実態を述べ、諸路各郡では寛剩錢物を月椿銭に充当して、高宗の意とする田租の減免を講じている。

今、月椿銭の減額についてみると、繫年要録、卷193、紹興31年（1161年）10月癸丑の条に、

「渡江之初、東南歳入猶不滿千万、……、朱勝非当国、又増月椿錢四百余万」

とあって、紹興年間の初期には月椿錢は400余万緡であったことを知ることができる。これに対して、建炎以来朝野雜記、卷15甲集、財賦2、月椿錢の条には、

「其後遂減江東西月椿錢二十七万七千緡有奇、九月乙亥、減徽信州各五万有奇、宣州五万、撫州二万五千、江州一万、筠州南康各六千、臨江軍四千、建安軍二千皆有奇」

とあって、更に具体的には、宋会要輯本、食貨64、月椿錢、紹興17年(1147年)9月14日の条に、

「宰執言、戸部開具到諸路州郡月椿錢、江南東路・信州五万四千余貫、徽州五万八千七百余貫、宣州四万九千七百余貫、江南西路・吉州六千七百余貫、撫州二万五千四百余貫、江州一万一千余貫、建昌軍二千三百余貫、臨江軍四千六百余貫、筠州六千九十余貫、南安軍六千六百余貫、上曰、科敷之類富者猶不能堪、下戸何所從出可並特與減放、檜曰、指揮行下百姓、想皆懼欣鼓舞、上曰、朕備嘗艱難深知細民闕乏、雖百錢亦不易得、或有余財即命椿留以備緩急支用、同日詔已減放諸路州軍月椿錢、尙慮州縣因緣欺隱惠不及民、仰提刑司覺察按劾聞奏」

とある。減額数の総計は明確さを欠くが、約5%強の減額をなしている。

秦檜は更に翌18年(1148年)には経総制錢を以って贍軍し、月椿錢の罷廢を試みたが成し遂げてはいない。即ち、繫年要録、卷158、紹興18年(1148年)10月壬申の条に¹⁰⁾、

「上謂輔臣曰、昨已減諸州月椿錢、要尽罷、庶蘇民力、檜即論戸部侍郎李椿年宋昞、以經制錢贍軍、然月椿錢卒不罷」

とあり、また同書、卷158、同年12月壬申の条には、

「上曰、諸州月椿錢昨已例減、要当尽行除罷、秦檜即論戸部侍郎李椿年宋昞、以經總錢措置贍軍」

とあることからわかる。

以上述べてきたように、秦檜は、高宗の月椿錢からの民衆の負担軽減と

いう意志を承けて朝廷からの支出、或は寛剩錢物、經總制錢に代替の財源を見い出している。しかしこの代替の支出によって總財源が減少するのは、方策の意義が失われるのは当然のことである。ともかく高宗、そして秦檜の、月樁錢の罷廢までには至らなかったが減免しようとする努力は随所に見ることができる。

(2) 折帛錢との関係

折帛錢についての研究は、既に曾我部静雄氏によってなされている¹¹⁾。それによると、「紹興元年(1131)頃の兩浙地方の折帛錢と云うのは、和買絹の全部と夏税絹の半分を現錢に換えて納入せしを称したのである。又、江淮、閩広、荆湖地方の折帛錢は、兩浙地方の夏税絹の半分を現錢に換えて上納する制度に倣ったのであるから、その本体は原則としてこの地方の夏税絹と見なければならぬ」¹²⁾とある。即ち、折帛錢とは和買絹を現錢で折納することである。秦檜はこの折帛錢に対しても民衆の弊害を憂い、折帛額を低めることに努力している。即ち、繫年要録、卷156、紹興17年(1147年)9月丙戌の条に、

「詔、江浙見輸折帛錢、太高慮民難出、令紬帛各減價每匹江南六千、兩浙七千、和買六千五百、綿每兩江南三百、兩浙四百、自明年始、先一日秦檜進呈、諸路監司守臣、自今所部令治狀顯著保明奏聞、上曰、当今正以養惠百姓為先務、檜曰、如民間折帛錢太重理宜蠲減、上曰、朕久有此志、祖宗時每縑價值八百、官司乃以一千和買、民間既免拳償出、及絲蠶收成之後並皆樂輸、趙鼎張浚為相時、乃劾折帛之請、令人戶折納見錢、殊為非理不知、今折納若干、檜曰、当今戶部取見實進呈、上曰、若隨逐路色額減納錢數、非惟可蘇民力、且知朕所以休兵之意、至是行下」とあることから明らかである。

この減額措置は、何も折帛錢に限られたものではなく、和買、預買についても実施されている。繫年要録、卷153、紹興15年(1145年)5月丙辰の条には、

「詔、減東南和預買絹匹一千、以寬民力、秦檜曰、陛下天資仁厚、每欲實德及民大類仁祖、上曰、朕安敢望仁祖百分之一」

とあり、和預買絹の減数を実施している。

更には、夏税折布銭については、繫年要録、巻161、紹興20年(1150年)2月庚戌の条に、

「初右朝請大夫路彬提點広西刑獄公事代還言、静江府昭州夏税折布銭、最重於諸州、蓋自都督行府一時措置折納價錢、比舊増及一倍以上、広西地瘠民貧百姓艱於輸納、道遠不能赴愬、今寇盜空息、海内晏清自宜蠲減、是日秦檜奏事畢、上諭曰、路彬言、折布銭因張浚増及兩倍、可令戸部看詳裁減、戸部言、二郡歲撙上供布九万二百八十一疋、欲於見納價上二分減一、每匹納銭一千、從之」

とあり、折布銭は張浚によって3倍の額にされた実態、それに対して戸部は、現在価格の半分にあたる1,00文での折銭を実施している。

(3) 経界法との関係

経界法についての研究は、既に曾我部静雄氏によってなされている¹³⁾。それによると経界法は、土地の兼併、賦税の不公平、国家租入の減少などの諸事態の欠陥を是正しようとして行われた、と説明されている。

左司員外郎李椿年は、紹興12年(1142年)に経界の不正十害を述べている。即ち、繫年要録、巻147、紹興12年(1142年)11月癸巳の条に、

「左司員外郎李椿年言経界不正十害、一侵耕失税、二推割不行、三衙前坊場戸費供低当、四郷司走弄税名、五危名寄産、六兵火後脱籍不信争訟日起、七倚闕不実、八州縣隱賦多公私俱困、九豪猾戸自陳税籍不実、十逃田税偏重故税不行、且言、臣聞平江歳入昔七十万斛有奇、今案其籍雖三十九万余、然実入二十万耳、詢之士人其余皆欺隱也、望考按覈実自平行始、然後行之天下、則経界正、而仁政行矣」

とあり、これに対して高宗は「上謂宰執曰、椿年之論頗有條理¹⁴⁾」と言い、秦檜も「秦檜曰、其說簡易可行¹⁵⁾」とあるように、高宗、秦檜共にこの意見に賛成している。その結果李椿年は、まず平江府に行って着手している。即ち賦課を均平にして民の害を除くこと、更にはこの法の実施のために税を増額しないことを目標に置いている¹⁶⁾。更には繫年要録、巻160、紹興19年(1149年)11月丙午の条に、

「上謂秦檜曰、經界人戸多訴、不均当與受理、若不受重税、將無以輸納、檜曰、臣嘗與戸部侍郎宋旼宜體、聖上均税本意、有未均處亟與改正」

とあることから明らかなように、秦檜は經界法を推行していったことがわかる。經界法については、曾我部静雄氏の前掲書に詳細に述べられている。

(4) 金国との関連

金国との平和条約は、紹興8年(1138年)と11年(1141年)との2回であるが、それらが財政にどのような影響を及ぼしたものかみてみよう。繫年要録、卷143、紹興11年(1141年)12月乙丑の条には、

「上謂秦檜曰、和議已成、軍備尤不可弛、宜於沿江築堡駐兵、令軍中自為營田、則斂不及民、而軍食常足、可以久也」

とあって、和議に伴い築堡して駐兵せしめ、營田による自給体制を敷き、民衆へ徴斂の及ぶことを戒めている。もっとも營田の措置は紹興7年(1137年)にも見えている¹⁷⁾。更には、同書、卷153、紹興15年(1145年)春正月丁卯の条には、

「四川宣撫副使鄭剛中、乞減成都府路對糴米三分之一・本司激賞錢二十万緡、時剛中於階成二州營田抵、秦州界凡三千余頃、歲収十八萬斛、而宣撫司激賞錢已減為一百万緡、至此復有此請、上謂秦檜曰、累年民力少寬、此休兵之效也、其從之」

とあり、また同書、卷154、紹興15年(1145年)秋7月己巳の条に、

「秦檜進呈、免放四川轉運司、因贍軍借用常平錢十三万緡、檜言、近來戸部歲計稍足、蓋緣休兵、朝廷又無妄用故也」

とある。即ち秦檜は、休兵によって、或は朝廷の妄用を無くした事によって軍事費は勿論のこと国家財政も黒字になったと述べている。国家財政黒字の史料は、紹興18年(1148年)にも見えている。即ち、繫年要録、卷158、紹興18年(1148年)閏8月庚申の条に、

「秦檜奏、兩國通和、農民安業、墾田漸広、戸部財賦粗足支用、乞免江浙湖南今年和糴」

とあるのがそれである。

(5) 武將軍団との関連

各地に勢力を増大していた武將軍団に対しては、紹興11年（1141年）に兵権を回収したが、その過程については言及しない。ともかくも紹興11年（1141年）にそれまでの総領を総領所として確定した。これによって中央の戸部と淮東・淮西・湖広・四川の四総領所によって南宋国家財政は運営されていくのである¹⁹⁾。

今、史料に見える四総領所の休兵の後の歳費をみると、

	歳 費	米
淮西総領所	700万緡	70万石
淮東 "	700万緡	70万石
湖広 "	960万緡	90万石
四川 "	2,665万緡	—
合 計	5,025万緡	230万石

とある。前記した紹興18年（1148年）の秦檜の黒字財政の言と較べ考える時、歳入もこの位の数値であったであろうと思われる。

お わ り に

南宋国家は成立当初から対金戦争、或は内部での中央集権化という難問を抱いていた。そのためには中央財源が多額必要となり、周知の通り民衆にとっては重税の歴史でもあったわけである。高宗は財政の安定を計るべく何人かの宰相を当初より任用している。ここにおいて考察したそれら宰相の一人である秦檜は、増税を計るのではなく、対内的にはまず政治的な中央集権化、それに伴う財源の集中化に成功し、対外的には金国との和議を締結している。それによって民衆の安業を実現し、国家財政の黒字化に成功していると言える。こういう意味において秦檜が財政面において示した貢献は、多大であったと言わねばならない。しかし一面では、減税政策を取っているにも拘わらず total 面での国庫収入は増大している。換言

すれば、秦檜は減税政策を取っているのに如何にして政治を遂行したのであろうか、と言うことが重要な問題となってくるわけである。この問題は今後の課題としたい。

この稿においては、秦檜と財政面との関連における史料紹介に終始した感を免れ得ない。しかし、秦檜の財政方策を指針として、税制、税目それ自体の究明、或は民衆と言った場合の身分階層などの分析等々の研究へと進みたい次第である。

註

- 1) 建炎以来朝野雜記、卷14、甲集、財賦1、国初至紹熙天下歳収数
- 2) 山内正博、「南宋政権の推移」(世界歴史9、中世、P235、岩波書店)
- 3) 「……渡江之初、東南歳入不滿千万、逮淳熙末遂增六千五百三十余万焉」(建炎以来朝野雜記、卷14、甲集、財賦1、国初至紹熙天下歳収数)
「……既而(李)迨言、本司案牘簿籍並皆不全、紹興四年所収錢物計三千三百四十二万余緡比所支計闕五十一万余緡、五年収三千収三千六十万余緡、比所支計闕一千万余緡、皆以宣司攢剩錢及次年所収登帶通那応副、六年未見収数、支計三千二百七十六万余緡、今年所収計三千六百六十七万余緡、比所支計闕一百六十一万余緡」(建炎以来繫年要録、卷111、紹興7年(1137年)5月壬午)
- 4) 劉晏については、小西高弘「劉晏の財政々策に関する諸考察」(福岡大学大学院論集、第1巻 第1号)参照
- 5) 曾我部静雄、「月棧錢の研究」(「宋代財政史」所収)
- 6) 曾我部静雄、上掲書 P252
- 7) 曾我部静雄、上掲書 P264
- 8) 曾我部静雄、上掲書 P259より引用
- 9) 宋会要輯本、食貨64、月棧錢、紹興17年(1147年)8月26日の条にも前半の記事と同様なものがみえる。
- 10) 同様な記事が宋会要輯本、食貨64、月棧錢の条、同じく食貨64、経総制錢の条に見える。
- 11) 曾我部静雄「南宋の和買絹及び折帛錢の研究」(「宋代財政史」所収)
- 12) 曾我部静雄、上掲書 P344
- 13) 曾我部静雄「南宋の土地経界法」(「宋代政経史の研究」所収)
- 14) 繫年要録、卷147、紹興12年(1142年)11月癸巳の条
- 15) 同上
- 16) 同上に「……、乃詔專委椿年措置、椿年請、先往平江諸県、俟其就緒即往諸州要在均平為民除害更、不増税額、從之」

- 17) 繫年要録、卷111、紹興7年（1137年）5月戊寅の条に「……、既而給事中兼直学士院胡世将請、因此風厲諸將帥、各務究必水利、措置營田……」
- 18) 四川総領所の設置は紹興15年である。
- 19) 建炎以来朝野雜記、卷17、甲集、財賦4、淮東西湖広総領所の条に「淮東西湖広三総領所、自休兵後、朝廷科撥諸州県財賦及權貨等錢與之」